

兵庫労働局では、改正内容を始めとする
育児休業制度等に関する相談窓口を開設します！

開設期間：令和3年11月1日（月）～令和5年3月31日（金）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・



以下が改正内容の主なポイントになります。

- 1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。
- 2 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。
- 3 育児休業を分割して取得できるようになります。
- 4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
- 5 育児休業取得状況の公表が義務になります。

育児・介護休業法の改正内容に関する相談のほか、現行の育児・介護休業制度に関する相談にも対応しています。また、女性労働者に限らず、男性労働者や有期雇用労働者、中小事業主等からの相談にも対応します。

兵庫労働局 育児休業制度等に関する相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 TEL 078-367-0820

場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F

兵庫労働局雇用環境・均等部 指導課内